

熊本市中小企業活性化会議について

Section

- 1 熊本市中小企業活性化会議の概要…P2～P4
- 2 熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例の概要…P5～P8
- 3 熊本市中小企業・小規模企業振興基本計画の方向性と取組…P9

《1. 設置・開催根拠》

「熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例(第11条)」に基づき、市長の附属機関として設置される会議で、市長の諮問に応じ、「施策の基本方針(第9条)」に基づく中小企業・小規模企業振興に関する施策等(以下、「施策」)を審議。

《2. 目的》

会議の審議結果及び経過等を「議会への報告(第12条)」とするとともに、「財政上の措置(第10条)」を講じるため、会議でご意見等を聴取する。

《3. 委員選任の考え方》

■熊本市中小企業活性化会議運営要綱

第3条 活性化会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- | | | | | | |
|---------------|----|-------------|----|---------------|----|
| (1) 中小企業団体の職員 | 9人 | (2) 金融機関の職員 | 1人 | (3) 消費者団体の職員 | 1人 |
| (4) 学識経験を有する者 | 2人 | (5) 公募委員 | 1人 | (6) 関係行政機関の職員 | 2人 |

《4. 本年度の開催について》

《諮問内容》

熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例第11条第2項の規定により、同条例第9条に掲げる施策の基本方針に基づく中小企業・小規模企業の振興に関する施策等について、熊本市中小企業活性化会議に意見を求める。

《スケジュール》

■会議の開催

- ・第1回会議: 令和5年(2023年)7月12日(水)(本市経済成長に向けた今後の取組、中小企業振興施策等)
- ・第2回会議: 令和5年(2023年)8月9日(水)(前回会議におけるご意見を踏まえた対応状況等)

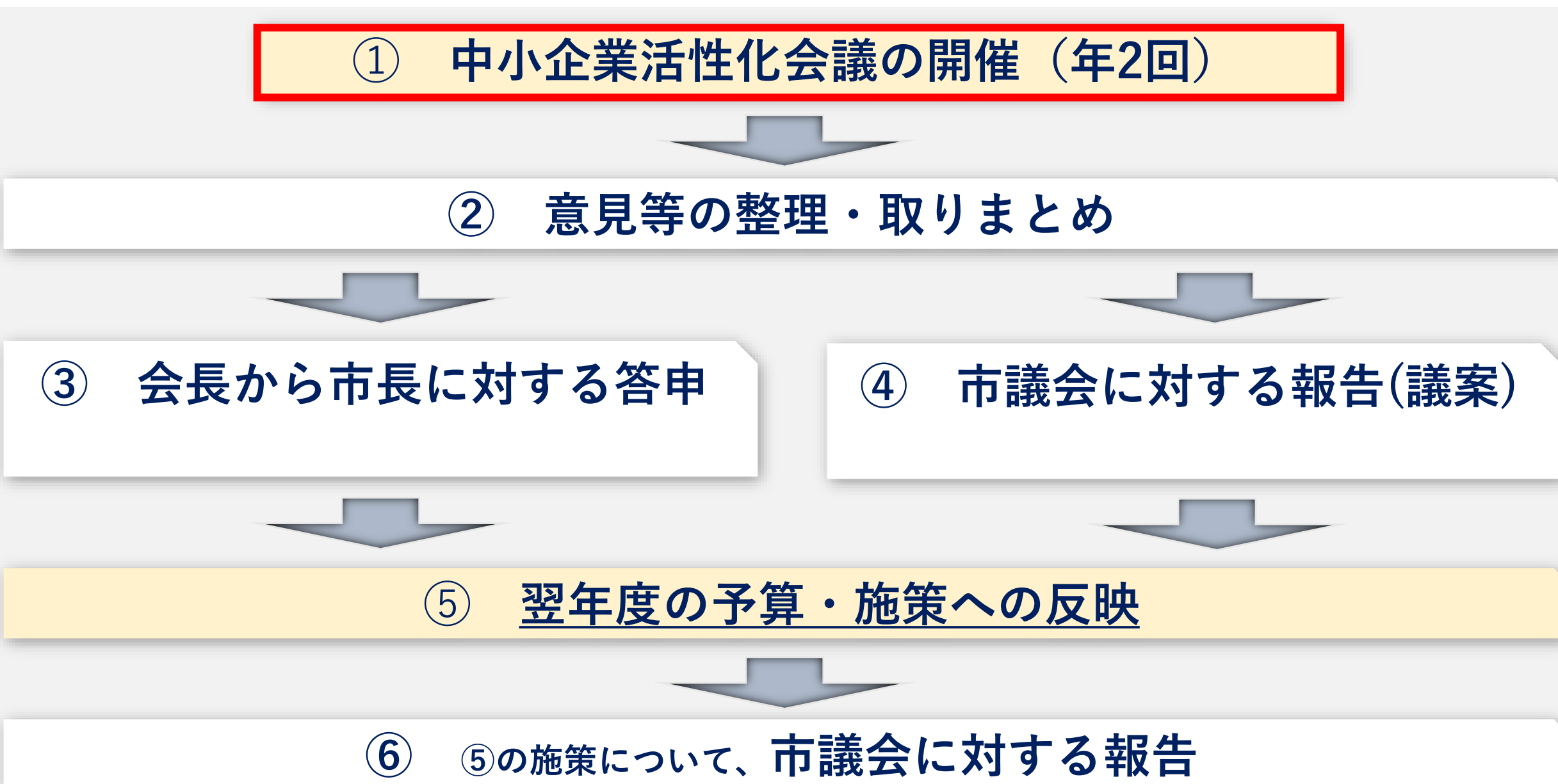
■市長への答申(9月下旬or10月上旬)

- ・市長の諮問に応じて、会議における施策の審議結果をとりまとめ、会長より答申する。

■議会への報告(9月・12月・2月)

- ・施策の実施状況及び会議における審議の経過等について、中小企業・小規模企業振興基本条例(第12条)の規定に基づき、市長より報告する。

① 中小企業活性化会議の開催（年2回）



```
graph TD; A[① 中小企業活性化会議の開催（年2回）] --> B[② 意見等の整理・取りまとめ]; B --> C[③ 会長から市長に対する答申]; B --> D[④ 市議会に対する報告（議案）]; C --> E[⑤ 翌年度の予算・施策への反映]; D --> E; E --> F[⑥ ⑤の施策について、市議会に対する報告];
```

② 意見等の整理・取りまとめ

③ 会長から市長に対する答申

④ 市議会に対する報告（議案）

⑤ 翌年度の予算・施策への反映

⑥ ⑤の施策について、市議会に対する報告

《1. 熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例とは》

- 中小企業・小規模企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業者・小規模事業者の健全な発展を促進し、とりわけ、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模事業者の持続的発展を図ることを目的として制定されたもの。
- 熊本市では、この条例を基本に、中小企業・小規模企業の振興を推進している。

《2. 基本理念》

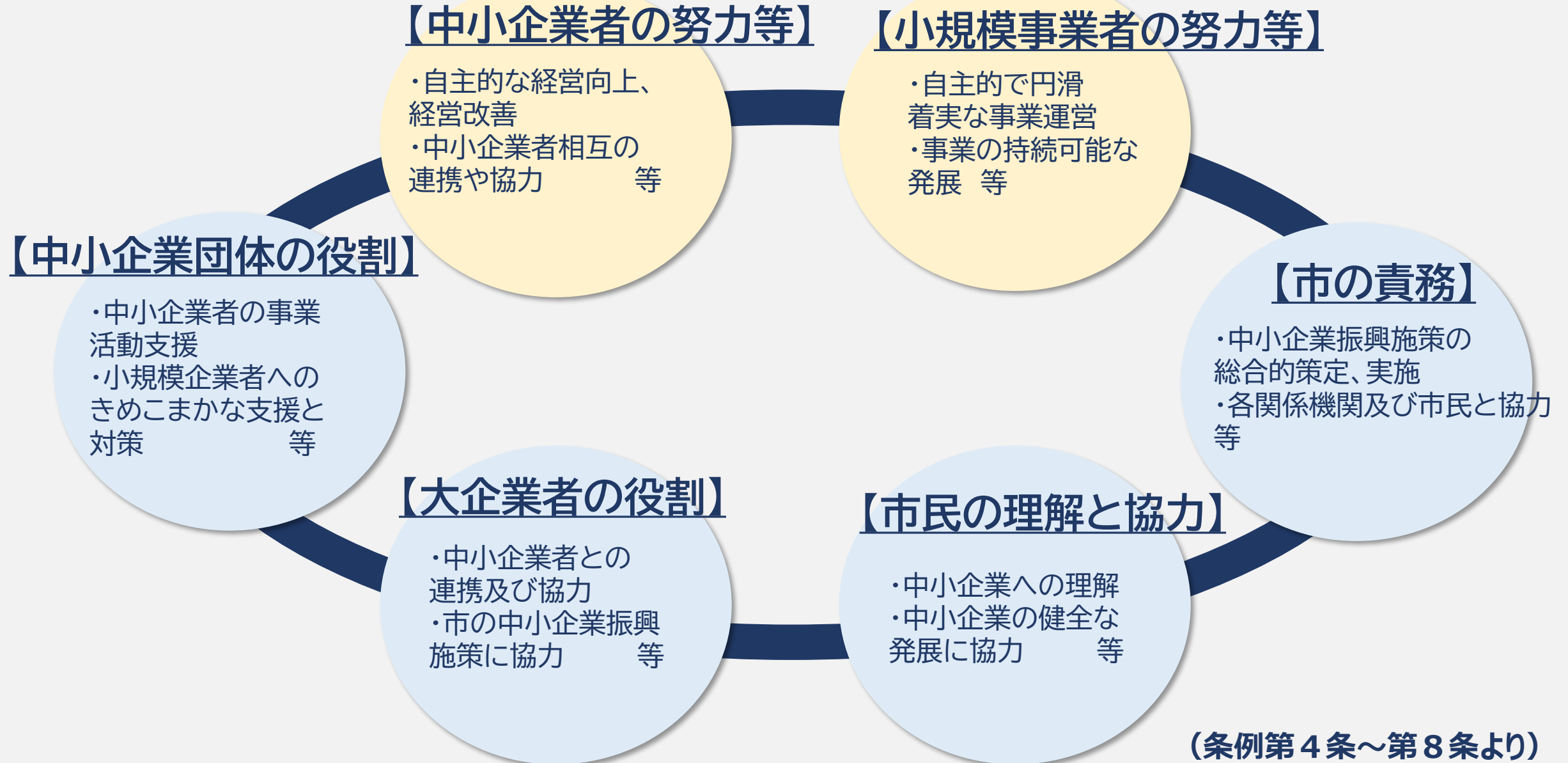
I (1) 中小企業者の**創意工夫及び自主的な努力を促進**すること。

(2) 人材、技術、産業基盤、自然、歴史、伝統、文化等の**地域資源の持続的な活用**を図ること。

II 小規模企業の振興は、小規模企業者の経営資源に大きな制約があることを踏まえ、その活力が最大限に発揮され、**事業の持続的な発展**が図られることを旨として行うこと。

(条例第3条より)

《3.それぞれの役割》



《4.その他:条例内容》

《中小企業活性化会議》

- 条例第11条に基づき設置された市長の附属機関

《市議会への報告》

- 条例第12条に基づき活性化会議の審議結果や施策の実施状況を、毎年度、市議会に対し報告

《中小企業・小規模企業振興基本計画》

- 条例第13条に基づき策定
- 条例の基本理念等に則り、**中小企業の振興に関する施策を計画的・効果的に実施**するための計画
- 中小企業振興のための施策の5つの方向性と10の取組を設定

■平成24年(2012年)3月

市議会議員6名で構成する「**政策条例検討会**」を設置し、計16回の議論

■平成24年(2012年)5月～

経済団体との意見交換会 を計5回開催

【参加団体】 熊本県中小企業家同友会、熊本県商工会連合会、熊本商工会議所、熊本県中小企業団体中央会 等

■平成24年(2012年)12月

「熊本市中小企業振興基本条例」 を制定、翌年4月1日から施行

■平成30年(2018年)12月

「熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例」 へ改正、翌年4月1日から施行

国において、H26年度小規模企業振興基本法が制定されているなか、本市においても、より一層小規模企業の持続発展を図るため小規模企業振興に関する基本理念の明確化、施策の基本方針などを新たに追加

基本計画における施策の5つの方向性と10の取組

方向性1 創業・事業承継の促進

取組① 創業支援

取組② 事業承継支援

方向性2 新たな事業活動の促進

取組③ 技術革新・生産性向上支援

取組④ 販路開拓・消費拡大支援

方向性3 経営基盤の強化

取組⑤ 人材の育成及び確保

取組⑦ 事業継続リスクへの対応

取組⑥ 経営向上・安定のための支援

取組⑧ 商店街の振興

方向性4 受注機会の増大

取組⑨ 受注機会の増大に向けた支援

方向性5 小規模企業の振興

取組⑩ 小規模企業の持続的な発展に向けた支援